受注型企画旅行条件書

※本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社ワールドコンパス（東京都渋谷区桜丘町 3-2 SAKURA タワー7 階／観光庁長官登録旅行業第 2104 号、以下「当社」といいます）が、お客様からのご依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行サービス内容並びに旅行代金の額を定めた旅行に関する計画（企画書面）を作成し、これらを実施する旅行（国内旅行及び海外旅行）をいいます。参加されるお客様は当社と受注型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、企画書面、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面（最終日程表）及び当社旅行業約款（以下「当社約款」といいます）によります。当社約款は当社ホームページからもご覧いただけるほか、ご請求により書面をお渡しします。

(3) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(4) 「国内旅行」とは日本国内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは国内旅行以外の旅行をいいます。

(5) 当社は、本契約の履行にあたって、手配の全部または一部を本邦内または本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者（以下「手配代行者」といいます）に代行させることがあります。

2. 企画書面の交付と企画料金

(1) 当社は、お客様からのご依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、ご依頼内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービス内容、旅行代金その他旅行条件を記載した「企画書面」を交付します。

(2) 当社は、企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます）の金額を明示することがあります。

(3) 前号により企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該金額を契約書面においても明示します。

3. お申し込みと契約の成立時期

(1) 企画書面に記載された企画の内容に関し契約をお申し込みいただく場合、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、申込金（旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）、または取消料若しくは違約料の一部として取り扱います）を添えてお申し込みいただきます。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。

(2) 電話、インターネット等の通信手段による予約の場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾を通知した後、当社が定める期間内に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内にお支払いがない場合、予約はなかったものとして取り扱います。なお、この期間内に申込書のご提出と申込金のお支払いがあったときは、契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。

(3) 当社と通信契約（当社が提携するクレジットカード会社〔以下「提携会社」といいます〕のカード会員であるお客様との間で、通信手段によるお申し込みを受けて締結する契約であって、旅行代金等に係る債権・債務を提携会社のカード会員規約に従って決済することについてあらかじめご承諾いただくもの）を締結しようとするお客様は、第 1 号の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社にご通知ください。通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立し、カード利用日は旅行契約成立日とします。

(4) 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、本旅行条件書、契約書面または確定書面の交付に代えて、電子メール、当社ウェブサイトその他の情報通信の技術を利用する方法により、当該書面に記載すべき事項を提供することがあります。

(5) 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第 1 号の規定にかかわらず、申込金のお支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、契約は当社が当該書面を交付した時に成立します。

4. お申し込み条件

(1) a.身体に障がいをお持ちの方、b.健康を害している方、c.妊娠中の方、d.妊娠の可能性のある方、e.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、契約のお申し込み時（契約成立後にこれらの状態になった場合は直ちに）にその旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。当社は、お申し出の内容についてお客様と協議のうえ、現地事情や利用機関などの状況を踏まえ、介助

される方または同伴される方の同行、公的機関や利用機関の求めによる医師の診断書や所定の書類の提出、コースの一部について内容を変更することなどをお願いする場合があります。なお、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用（バリアフリー客室の差額等、旅行サービス提供機関に実際にお支払いする追加費用を含みます）はお客様（団体・グループの場合は契約責任者）の負担とします。

(2) 旅行開始日当日に 18 歳未満の方は、法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意書をご提出ください。なお、国の法令や施設等の規則により、未成年者の参加をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 【海外旅行の場合】お申し込みのお名前は、ご旅行に使用されるパスポートの記載（スペル）通りにお申し込みください。パスポートのスペルと 1 文字でも異なる場合、航空機等への搭乗、宿泊施設への宿泊が拒否されることがあります。この場合の氏名訂正は「旅行契約の解除（お取消し）」として取り扱い、所定の取消料を申し受けます。

5. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

(1) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(3) お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると認められる場合。

(4) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、又はこれらに準ずる行為を行った場合

(5) お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、若しくは当社の業務を妨害する行為を行った場合

(6) その他当社の業務上の都合があるとき。

6. 契約書面と確定書面の交付

(1) 当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付しま

す。当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。

(2) 契約書面において、確定された旅行日程及び利用予定の運送機関若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面（最終日程表）を交付します。

(3) 前号の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

(4) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金のお支払い

(1) 旅行代金は、契約書面に記載する期日までにお支払いください。

(2) お客様が前号の期日までに旅行代金をお支払いにならないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとして取り扱い、第 9 項に定める取消料に相当する額の違約料を申し受けます。

8. 旅行代金に含まれないもの

旅行代金に含まれるのは、企画書面・契約書面に明示した運賃・宿泊料金・食事料金・入場料等、および添乗員が同行する場合の同行費用です。これらの費用は、お客様のご都合により一部を利用されなかった場合であっても、原則として払戻しはいたしません。次の費用は含まれません。

① 超過手荷物料金
② クリーニング代、電話料、追加飲食代等の個人的費用
③ 傷害・疾病に関する医療費
④ 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続代行料金等）
⑤ 空港施設使用料、国際観光旅客税、出入国税等
⑥ 運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ等）
⑦ 現地で徴収される宿泊税、諸税、リゾートフィー等
⑧ オプショナルツアーの料金
⑨ 第 4 項第 1 号の特別な措置に要した費用

⑩　任意でご加入いただく旅行保険の保険料

9. 契約内容の変更及び旅行代金の額の変更

(1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、契約内容を変更することがあります。

(3) 利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、企画書面の交付の際に明示した基準において有効なものに比べて大幅に増額又は減額される場合は、その増額・減額される金額の範囲内で旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目より前に通知します。

(4) 当社は、第 2 号に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他の費用を含みます）の減少または増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます）には、当該変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

10. お客様による解除権（取消料）

(1) お客様は、いつでも次に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。

【国内旅行 取消料（お 1 人様あたり）】

イ. ロからへまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）：企画料金に相当する金額

ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 20 日目（日帰り旅行にあっては 10 日目）にあたる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く）：旅行代金の

20%

ハ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目にあたる日以降に解除する場合（ニからヘまでに掲げる場合を除く）：旅行代金の 30%

ニ. 旅行開始日の前日に解除する場合：旅行代金の 40%

ホ. 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く）：旅行代金の 50%

ヘ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合：旅行代金の 100%

【海外旅行 取消料（お 1 人様あたり)】

※本邦外を出発地及び到着地とするランドオンリー旅行を含みます。

イ. ロからニまでに掲げる場合以外の場合（当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る）：企画料金に相当する金額

ロ. 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合（ハ及びニに掲げる場合を除く）：旅行代金の 20%

ハ. 旅行開始日の前々日以降に解除する場合（ニに掲げる場合を除く）：旅行代金の 50%

ニ. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合：旅行代金の 100%

※貸切航空機を利用する海外旅行の取消料は、ロからホまでに掲げる場合以外の場合（企画料金の金額を契約書面において明示した場合に限る）は企画料金に相当する金額、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 90 日目以降 20%、30 日目以降 50%、20 日目以降 80%、3 日目以降および無連絡不参加 100%です。貸切船舶を利用する旅行の取消料は、当該船舶に係る取消料の規定によります。

※解除のお申し出は、当社の営業日および営業時間内（電子メール、ファクシミリ等の電子的方法による場合は当社の受信可能時間内）にお受けします。営業時間外のお申し出は翌営業日の受付として取り扱いますが、旅行サービス提供機関に対する取消手続が営業時間外においても可能であった場合は、当該手続が可能となった日をもって解除の日とします。緊急連絡先は確定書面に記載します。

※「旅行開始後」とは、旅行日程上最初の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時以降をいいます。

11. 取消料をいただかない場合

(1) お客様は、次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

① 当社によって旅行契約内容に別紙の表の左欄に例示するような重要な変更が行われたとき。

② 旅行代金が増額されたとき（お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます)。

③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

④ 当社がお客様に対し、第 6 項第 2 号の期日までに確定書面を交付しなかったとき。

⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(2) また、お客様は、旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合、当社は、旅行代金のうち当該部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、当該受領することができなくなったことが当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお返しします。

12. 当社による旅行契約の解除

(1) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

② お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

③ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

④ スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。

⑤　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

⑥　通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

⑦　お客様が第 5 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 前号により当社が旅行契約を解除したときは、当社は取消料を申し受けず、お預かりしている旅行代金の全額を第 13 項に定める期日までにお返しします（⑥の場合を除きます)。

(3) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始後に旅行契約の一部を解除することがあります。

①　お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

②　お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

④　お客様が第 5 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(4) 前号の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(5) 当社は、第 3 号①または③により旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用はお客様の負担とします。

13. 旅行代金の払戻しの時期

当社は、旅行代金が減額された場合または第 10 項から第 12 項までにより旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額または旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に、お客様に当該金額を払い戻します。通信契約の場合は提携会社のカード会員規約に従い、同じ期日までに払戻額を通知し、当該通知を行った日をカード利用日とします。

14. 旅程管理・添乗員

(1) 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは必要な措置を講じ、それにもかかわらず契約内容を変更せざるを得ないときは代替サービスの手配を行い、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力します。
(2) 添乗員の同行の有無は、企画書面および契約書面に明示します。添乗員が同行しない旅行では現地係員がご案内する場合があり、現地における当社の連絡先を確定書面に記載します。
(3) 添乗員その他の者が業務に従事する時間帯は、原則として 8 時から 20 時までとします。
(4) お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

15. 当社の責任

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限ります。なお、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して国内旅行は 14 日以内、海外旅行は 21 日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。
(2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前号の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
(3) 【海外旅行】ご旅行に要する旅券（パスポート）の残存有効期間の確認、査証（ビザ）の取得は、お客様ご自身の責任で行っていただきます。これらの不備により搭乗・出入国が拒否された場合、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当社は

責任を負いません。

16. 特別補償

(1) 当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める特別補償規程により補償金及び見舞金を支払います。

- 死亡補償金：海外旅行 2,500 万円 ／ 国内旅行 1,500 万円
- 後遺障害補償金：後遺障害の程度に応じて、海外旅行は最高 2,500 万円限度 ／ 国内旅行は最高 1,500 万円限度
- 入院見舞金：入院日数に応じて、海外旅行は 4 万円～40 万円 ／ 国内旅行は 2 万円～20 万円
- 通院見舞金：通院日数が 3 日以上となったとき通院日数に応じて、海外旅行は 2 万円～10 万円 ／ 国内旅行は 1 万円～5 万円（入院見舞金と通院見舞金は重ねてお支払いすることはできず、いずれか金額の大きい方のみをお支払いします。）
- 携帯品損害補償金：身の回り品の損害に対し、旅行者 1 名につき 15 万円限度（一個又は一対につき 10 万円限度、1 回の事故につき 3,000 円以下の損害を除く）

(2) 次の場合は補償されません（主なもの）。

・お客様の故意、自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒気帯び運転中の事故
・疾病（病気による死亡・入院は対象外です）、妊娠・出産・外科的手術
・他覚症状のないむちうち症・腰痛
・国内旅行における地震、噴火または津波（海外旅行では対象となります）
・山岳登はん（登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗等の危険な運動中の傷害（これらが旅行日程に含まれている場合を除きます）
・携帯品のうち置き忘れ・紛失による損害、および現金・有価証券・クレジットカード・航空券・パスポート・コンタクトレンズ・動植物等

(3) 事故に遭われたときは、事故の日から 30 日以内に当社にご報告ください（ご報告がないと補償金等をお支払いできません）。携帯品の損害は遅滞なく当社にご通知いただき、ご請求には警察署等による事故を証明する書類が必要です。

(4) 当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については補償金及び

見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

(5) その他の免責事由、「企画旅行参加中」の範囲、請求手続の詳細は、当社旅行業約款別紙特別補償規程によります。特別補償規程は当社ウェブサイトに掲載しているほか、ご請求により書面をお渡しします。

17. 旅程保証（変更補償金）

(1) 旅行日程に契約内容の重要な変更（別紙に掲げるもの）が行われた場合は、旅行代金に末尾の「(別紙) 旅程保証変更補償金支払割合表」に定める率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から 30 日以内に支払います。ただし、一旅行契約についての変更補償金は旅行代金の 15%を限度とし、1,000 円未満の場合は支払いません。

(2) 【重要：変更補償金が不適用（免責）となる場合】 次の事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません（ただし、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更〔オーバーブッキング〕についてはお支払いします)。

- 天災地変、悪天候、戦乱、暴動、官公署の命令
- 欠航、不通、休業等、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- 遅延、スケジュール変更等、当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置
- お客様のご依頼に基づく契約内容の変更（第 9 項第 1 号）により生じた変更
- 第 11 項または第 12 項により旅行契約が解除されたときの、当該解除された部分に係る変更

(3) 当社が変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第 15 項第 1 号の責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、支払うべき損害賠償金の額とお客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払いします。

18. その他のお取扱い

(1) 【お客様の交替】お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、手数料（11,000 円・消費税込）とともに当社にご提出ください。契約上の地位の譲渡は、

当社の承諾があったときに効力を生じます。利用する運送・宿泊機関等が交替に応じない場合は、お受けできないことがあります。この場合、手数料のほか、交替に伴い運送・宿泊機関等に対して支払うべき費用（既に発行した航空券・乗車券類の払戻手数料、再取得に伴う運賃・料金の差額、再発券手数料、宿泊機関・観光施設等の再予約に要する費用等）が生じたときは、その実費をあわせて申し受けます。

(2) 【保護措置】当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

(3) 【団体・グループ】当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者からお申し込みがあった場合、特約を結んだ場合を除き、契約の締結に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引および第 14 項第 2 号の業務は契約責任者との間で行います。契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。契約責任者は、第 22 項の個人情報の取扱いについて、あらかじめ構成者ご本人の同意を得ていただくものとします。

(4) 【お客様の責任】お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(5) 【事故等のお申し出】旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください)。

(6) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

19. 渡航手続・安全・衛生情報

(1) 【海外旅行】ご旅行に要する旅券（パスポート)、査証（ビザ)、予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。旅券の残存有効期間の要件および査証の要否は、渡航先および国籍により異なりますので、必ず事前にご確認ください。

(2) 渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。
外務省 海外安全ホームページ https://www.anzen.mofa.go.jp/
外務省 海外旅行登録「たびレジ」 https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/
外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班） 03-5501-8162

(3) 渡航先の衛生状況・感染症情報については、厚生労働省検疫所ホームページ（https://www.forth.go.jp/）をご確認ください。

20. 海外安全情報が発出された場合の取扱い

レベル 1：「十分注意してください。」

① 通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。
② 契約成立後に取消された場合には、第 10 項の取消料をお支払いいただきます。

レベル 2：「不要不急の渡航は止めてください。」

① 原則として催行を中止します。この場合は第 12 項第 1 号⑤による当社の解除となり、取消料は申し受けず、旅行代金の全額を第 13 項に定める期日までにお返しします。
② 当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。
③ 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。
④ お客様が契約を解除する場合は、第 10 項の取消料をお支払いいただきます。ただし、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいと認められるときは、第 11 項第 1 号③により取消料をいただきません。また、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（別紙に掲げるもの）が生じた場合は、第 11 項第 1 号①により取消料をいただきません。

⑤　渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レベル 3：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」およびレベル 4：「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」

催行を中止いたします。この場合は第 12 項第 1 号⑤による当社の解除となり、取消料は申し受けず、旅行代金の全額を第 13 項に定める期日までにお返しします。

21. 旅行保険へのご加入

特別補償規程では、旅行中の疾病の治療費、救援者費用等は補償されません（国内旅行におけるケガの治療実費等も対象外です）。特別補償は治療費の実額補償ではなく、日数に応じた定額の補償金・見舞金です。多額の医療・移送費等に備え、お客様ご自身で十分な額の「海外旅行保険」または「国内旅行傷害保険」に加入されることを強くお勧めします。

22. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、お客様のお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報を電子的方法等で海外・国内免税店等の事業者に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(2) 前号の提供先には外国にある事業者が含まれます。提供先の国名、当該国における個人情報の保護に関する制度、および提供先が講ずる個人情報の保護のための措置については、当社ウェブサイト（https://www.worldcompass.co.jp/policy/）に掲載しています。お申込みいただく際には、これらの提供についてお客様に同意いただくものとします。

(3) 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業と共同利用させていただきます。

共同利用する個人データ：住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、旅券番号

共同利用における管理責任者：株式会社ワールドコンパス（東京都渋谷区桜丘町 3-

2 SAKURA タワー7 階、代表取締役：根来 勇人）
共同して利用する者の範囲：株式会社ワールドコンパスおよびその子会社（最新の一覧は当社ウェブサイト https://www.worldcompass.co.jp/policy/に掲載）

（4）保有個人データの利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者提供の停止、第三者提供記録の開示のご請求、および商品案内等の送付の停止をご希望の場合は、個人情報お客様窓口 Email: sec@worldcompass.co.jp までお申し出ください。

（5）上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社のホームページでご確認ください。 https://www.worldcompass.co.jp/

23. 約款準拠

本旅行条件書に記載のない事項は、当社の旅行業約款および別紙特別補償規程に定めるところによります。当社旅行業約款および別紙特別補償規程は、当社ウェブサイト（https://www.worldcompass.co.jp/）に掲載しているほか、ご希望の方は当社にご請求ください。

24. 会社情報・旅行業務取扱管理者

旅行企画・実施：株式会社ワールドコンパス（観光庁長官登録旅行業第 2104 号）

所在地：東京都渋谷区桜丘町 3-2 SAKURA タワー7 階

営業所／旅行業務取扱管理者：本社営業所／谷岡欣文、間瀬奈津子

お問い合わせ・苦情のお申し出：Email: fit@worldcompass.co.jp

旅行業務取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。ご契約に関しご不明な点がありましたら、ご遠慮なくお尋ねください。

25. 旅行条件・旅行代金の基準日

本旅行条件および旅行代金の基準日は、企画書面・契約書面に明示した日となります。本旅行条件書は 2026 年 8 月の基準に基づきます。

（更新日：2026 年 9 月 10 日）

（別紙）旅程保証変更補償金支払割合表

変更補償金の支払いが必要となる変更		一件あたりの率（%）	
		旅行開始前	旅行開始後
一	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
注一	「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注二	確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		

注三　第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注四　第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注五　第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。